特定個人情報保護評価に関する全項目評価書の再評価（案）（地方税の収納管理に関する事務）の概要

１　特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイル（マイナンバーを含む個人情報ファイル）を保有することで生じるリスクを自ら分析し、そのリスクを軽減させるための適切な対策を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言するものです。

２　実施の仕組み

・対象人数（システム上に保有する個人の数）等によって異なる種類の評価（基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価）を実施します。

・対象人数が３０万人以上の場合、基礎項目評価に加えて全項目評価を行います。

３　特定個人情報保護評価の再実施について

社会保障・税番号制度の導入により、地方税の収納管理に関する事務で特定個人情報ファイルを保有するため、平成２７年に特定個人情報保護評価を実施し評価書の公表を行いました。番号法等の規定により、評価書を公表してから５年を経過する前に再評価が必要とされています。

４　市民意見公募手続について

特定個人情報保護評価の全項目評価に該当する場合は、より多くの方の意見を取り入れるために評価書の作成過程で市民意見公募手続を行い、最終的に皆様の意見を反映させた評価書を作成します。

５　根拠法令

〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
（平成２５年法律第２７号）

〇特定個人情報保護評価に関する規則
（平成２６年特定個人情報保護委員会規則第１号）

〇特定個人情報保護評価指針（平成２６年特定個人情報保護委員会）